

銚田市第6期障害者基本計画

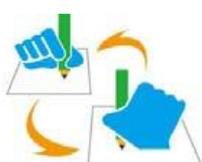
銚田市第7期障害福祉計画

銚田市第3期障害児福祉計画

概要版

令和6年3月

銚 田 市





計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

銚田市では、令和3年3月に「銚田市第5期障害者基本計画・銚田市第6期障害福祉計画・銚田市第2期障害児福祉計画」を策定し、「障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す」を基本理念に掲げ、さまざまな障害児・者の施策を推進してきました。

また、平成30年4月に施行された改正社会福祉法で掲げられた、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」も目指しています。

障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活をともに送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「銚田市第6期障害者基本計画・銚田市第7期障害福祉計画・銚田市第3期障害児福祉計画」を新たに策定するものです。

2 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

3 計画の法的根拠

本計画は、本市の最上位計画である「銚田市総合計画」をはじめ、福祉部門の上位計画に「銚田市地域福祉計画」を位置づけ、「銚田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「銚田市子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図るとともに、その他、個別部門計画である「銚田市健康増進計画・食育推進計画」等との整合性を図り策定しました。また、国の『第5次障害者基本計画』、茨城県の『第3期新しいばらき障害者プラン』との整合性を図るとともに、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、持続可能な障害者福祉施策を推進していきます。



4 計画の期間

「銚田市第6期障害者基本計画」の期間については、3年間とします。

「銚田市第7期障害福祉計画」及び「銚田市第3期障害児福祉計画」の期間についても、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。





計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害者が持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができる体制づくりはもとより、すべての人が地域で安心して暮らすことのできる社会を実現する努力が必要です。

このため、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、本市がこれからの障害者施策を推進するために、引き続き「障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す」を基本理念とします。

【基本理念】

**障害者の自立を支援し、
ともに暮らせる地域社会づくりを目指す**

2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の7つの基本目標を設定します。

基本目標 1

心のバリアをなくすために

福祉教育等を通じて、障害や障害者に対する理解を深めるための普及・啓発活動をより一層推進していくとともに、障害者差別解消法や障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消や、合理的配慮の提供、障害者の虐待防止など、障害者の権利擁護の推進に努めます。また、ボランティア活動が促進されるよう、関係団体の支援体制の強化に努めます。

◆施策の方向

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 差別の解消と権利擁護の推進
- (3) ボランティア活動の推進

基本目標 2

ともに生活できる安心な社会を実現するために

障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービスについて、障害種別や障害程度に応じた必要な支援を必要な際に受けられるよう、計画的なサービス提供体制の整備を図るとともに、ヤングケアラーを含む障害者家族の相談支援体制を整備します。また、障害者が安心して日常生活を送れるとともに、社会参加の推進のため、スポーツや文化活動等による障害者の地域交流の機会拡大に努めます。

◆施策の方向

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 障害福祉サービスの充実
- (3) 地域生活支援事業の充実
- (4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

基本目標 3 人にやさしいまちづくりを進めるために

ユニバーサルデザインの観点から、住環境施設の整備・改善を支援・推進するとともに、日常生活における移動手段を確保し、障害者の社会活動を促進します。また、選挙等における情報提供の充実や投票所の段差解消等の配慮、災害時の情報伝達体制の整備などを含め、障害者がそれぞれの障害特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、必要な施策を推進します。

◆施策の方向

(1)生活環境の整備 (2)防災、防犯体制の整備 (3)行政サービス等における配慮の促進

基本目標 4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために

障害のある児童たちやその家族、学校に対する相談・援助体制の充実と個々の状況に応じた教育環境づくりに努めるとともに、福祉、教育等の関係機関が連携して、ニーズに応じた支援を推進します。また、特別支援教育の推進に加え、障害のある人とない人がともに学ぶことを通して、共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育を検討します。

◆施策の方向

(1)療育・保育体制の充実 (2)教育の推進

基本目標 5 自立や社会参加を進めるために

関係機関との連携を図りながら、福祉的就労はもとより、一般雇用も含め、障害者の働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。また、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害者の就労機会の拡充と、工賃収入の引き上げにつながる施策を推進します。

◆施策の方向

(1)就労の支援 (2)経済的自立の支援

基本目標 6 健やかに暮らすために

健康診断・健康教育・健康相談・訪問指導等の保健事業の推進と、保健・医療・福祉等の連携を図り、障害の早期発見と早期療育の推進に加え、障害者の健康づくりに努めます。また、精神保健施策や難病等に関する知識啓発やサポート体制の充実に努めます。

◆施策の方向

(1)障害の早期発見、早期療育の推進 (2)障害者の健康づくりの推進
(3)精神保健施策の充実

基本目標 7 情報のバリアをなくすために

障害福祉サービス等の周知と利用を促進するために、広報、ホームページ等を活用し、情報提供体制の充実に努めます。また、障害者が個々の特性に合わせた適切な手段で情報を入手できるよう、電話リレーサービスなどの意思疎通支援や意思決定のための支援の充実に努めます。

◆施策の方向

(1)情報提供の充実 (2)コミュニケーション支援体制の充実



令和8年度に向けた目標

1 施設入所から地域生活への移行

福祉施設に入所している人が、グループホーム、一般住宅等に移行し、地域生活を送ることを目指すため、以下の目標を設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

【目標値】地域生活移行者数 **5人** ※令和4年度末入所者数78人の6%を移行

(2) 入所施設の入所者数

【目標値】削減見込 **4人** ※令和4年度末入所者の5%を削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤の整備として、以下の目標を設定します。

- ◆ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ▶ **3回**
- ◆ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ▶ **65人**
- ◆ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ▶ **1人**
- ◆ 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ▶ **1人**
- ◆ 精神障害者の地域定着支援の利用者数 ▶ **1人**
- ◆ 精神障害者の地域定着支援の利用者数 ▶ **45人**

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等の利用体制は整備済みであることから、引き続き、地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目指します。

4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、以下の目標を設定します。

- (1) 福祉施設から一般就労への移行 ▶ **6人**
- (2) 就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行 ▶ **4人**
- (3) 就労継続支援A型を通じて一般就労へ移行 ▶ **1人**
- (4) 就労継続支援B型を通じて一般就労へ移行 ▶ **2人**
- (5) 一般就労への移行が8割以上の事業所 ▶ **1か所**
- (6) 就労定着支援事業を利用した者 ▶ **3人**

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備として、以下の目標を設定します。

- ◆ 児童相談支援センターの設置 ▶ **設置**
- ◆ 保育所等訪問支援の利用体制の構築 ▶ **整備**
- ◆ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 ▶ **整備**
- ◆ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場と設置及びコーディネーターの配置 ▶ **設置**
- ◆ 個別事例の検討を通じた協議会の体制 ▶ **実施**

6 発達障害者等に対する支援

発達障害者等に対する支援を推進するため、以下の目標を設定します。

- (1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ▶ **10人**
- (2) ペアレントメンターの人数 ▶ **1人**
- (3) ピアサポートの活動への参加人数 ▶ **1人**

7 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を構築するため、以下の目標を設定します。

- ◆ 基幹相談支援センターの設置 ▶ **設置**
- ◆ 専門的な相談支援及び相談機関との連携強化の取組の実施 ▶ **実施**
- ◆ 相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 ▶ **実施**
- ◆ 相談支援事業者の人材育成の支援 ▶ **実施**
- ◆ 個別事例の検討を通じた協議会の体制 ▶ **実施**

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質に向けた取組の実施体制を構築するため、以下の目標を設定します。

- ◆ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加 ▶ **実施/参加**
- ◆ 障害者自立支援審査支払システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施 ▶ **有/実施**
- ◆ 都道府県が実施する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有 ▶ **有/共有**



障害福祉サービス等の見込量

区分	サービス名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、動向援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間/月	411	493	591
		人/月	33	34	35
日中活動系サービス	生活介護	人日/月	2,802	2,852	2,903
		人/月	139	142	145
	自立訓練(機能訓練)	人日/月	80	88	96
		人/月	10	11	12
	自立訓練(生活訓練)	人日/月	10	20	20
		人/月	1	2	2
	就労選択支援【新規】	人日/月	50	50	50
		人/月	5	5	5
	就労移行支援	人日/月	442	459	476
		人/月	26	27	28
	就労継続支援(A型)	人日/月	260	280	280
		人/月	13	14	14
	就労継続支援(B型)	人日/月	2,831	2,869	2,907
		人/月	149	151	153
	就労定着支援	人/月	2	2	2
		療養介護	人日/月	182	182
短期入所(ショートステイ)	福祉型	人日/月	198	207	216
		人/月	22	23	24
	医療型	人日/月	0	0	15
		人/月	0	0	1
居住系サービス	自立生活援助	人/月	0	0	1
	共同生活援助(グループホーム)	人/月	90	92	95
	施設入所支援	人/月	78	78	78
相談支援サービス	計画相談支援	人/年	385	390	395
	地域移行支援	人/年	1	1	1
	地域定着支援	人/年	1	1	1
障害児支援サービス等	児童発達支援	人日/月	530	550	570
		人/月	53	55	57
	放課後等デイサービス	人日/月	1,134	1,176	1,218
		人/月	81	84	87
	保育所等訪問支援	人日/月	6	8	8
		人/月	3	4	4
	居宅訪問型児童発達支援	人日/月	2	2	2
		人/月	1	1	1
	障害児相談支援	人/年	120	125	130
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	2	2	2
子ども・子育て支援等における障害児の受け入れ	保育所(園)	人/年	2	2	2
	幼稚園	人/年	2	2	2
	放課後児童健全育成事業	人/年	3	3	3



地域生活支援事業の見込量

区分	サービス名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	検討	検討	実施予定	
	自発的活動支援事業	実施の有無	検討	検討	実施予定	
	相談支援事業	実施の有無	有	有	有	
	成年後見制度利用支援事業	人/年	5	5	5	
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	検討	実施予定	
	意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	20	20	20
		手話通訳者設置事業	実施の有無	検討	検討	実施予定
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3
		自立生活支援用具		5	5	5
		在宅療養費等支援用具		6	6	6
		情報・意思疎通支援用具		6	6	6
		排泄管理支援用具		1,190	1,200	1,210
		居宅生活動作補助用具(住宅改修等)		1	1	1
	手話奉仕員養成研修事業	人/年	3	3	3	
移動支援事業		人/年	6	6	6	
		時間/年	480	480	48	
任意事業	地域活動支援センター	人/年	38	39	40	
		か所数	2	2	2	
	日中一時支援事業	人/年	50	50	50	
	訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	
	自動車改造費用助成事業	人/年	2	2	2	

鉾田市第6期障害者基本計画・鉾田市第7期障害福祉計画・鉾田市第3期障害児福祉計画
【概要版】

令和6年3月

発行：鉾田市 編集：鉾田市福祉事務所社会福祉課

〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田 1444-1

TEL：0291-36-7920 URL：https://www.city.hokota.lg.jp/

